目 次

はじめに	<u> </u>
第1章	政務活動費の基本7
1	政務活動費の概況8
2	政務活動費交付事務の流れ12
3	政務活動費の運用指針14
4	政務活動費を充てることができる経費 17
(5)	政務活動費を充てることができない経費 18
6	政務活動費の収支報告 20
7	政務活動費の返還 21
8	政務活動費の情報公開 22
9	政務活動費運用上の課題 22
第2章	政務活動費運用指針策定・改訂のポイント 27
1	政務活動費の適正運用に向けた取り組み 28
(2)	指針策定・改訂のポイント 29

第3章	運用指針から読み取る政務活動費 Q&A	53
1	会計処理に関するQ&A ······	54
2	支出に関するQ&A ······	57
第4章	政務活動費の不適切な使用に関する事例集…	71
第5章	関係資料	97

はじめに

平成24年8月に成立した地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)では、住民自治のさらなる充実を図るために政務調査費制度の見直しが行われ、「政務調査費」の名称が「政務活動費」に、交付目的も「その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならないものとされました(地方自治法第100条第14項)。同法には、「議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする」との規定も盛り込まれています(同法第100条第16項)。

また、同法の施行に併せて総務省は、「本改正の趣旨を踏まえ、 政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定める際に は住民の理解が十分得られるよう配慮するとともに、政務活動費 の使途の適正性を確保するためにその透明性を高めることなどに より、適切に運用されたい」との施行通知を発出しました。

これらを受けて全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全 国町村議会議長会がそれぞれモデルとする条例案を提示、多くの 地方公共団体がそのモデル案をベースに条例と運用指針を制定、 政務活動費を運用するようになりました。

現在では全ての県議会、市議会の約88%、町村議会の約20%で 政務活動費が会派や議員に交付され、地方議会活動の活性化に役 立てられていますが、その一方で会派や議員による政務活動費の 不適切な受給・支出が次々に明らかになり、政務活動費の在り方や運用について見直しを求める声が高まっています。特に多数の議員が政務活動費の不正受給で辞職し補欠選挙が行われる事態に至った富山市議会の問題(平成28年)は全国的に大きな注目を集め、不正を行った議員のみならず、不正を見逃していた市の体制不備に対しても非難の声が寄せられています。

このような状況を受け、政務活動費の運用指針を改訂・刷新し、 不正受給の防止に努める議会が増えています。本書では各議会の 例を参考に、不正受給を防ぐための改訂のポイントをまとめると ともに、運用上の注意点をQ&A方式で解説、さらに不正受給とし て報道された事例を紹介しました。適切な政務活動費の活用と健 全な議会運営の一助として、議会関係者の皆様にご活用いただけ れば幸いです。

令和元年 5 月

国政情報センター 編集部

第 1 章 政務活動費の基本

1 政務活動費の概況

(1) 政務活動費とは

政務活動費は、地方議会の議員が行う調査研究その他の活動に必要な経費の一部として支給される費用のことで、地方自治法第100条第14項の規定により、その交付の対象や額、交付方法及び充当できる経費の範囲は、各地方公共団体の条例で定めることとされています。

地方自治法第100条第14項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の 調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会 における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この 場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに 当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなけれ ばならない。

また、同法では第100条第16項に「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする」と明記するなど、住民への説明責任の徹底や使途の透明性の向上を図るための不断の取り組みを議会に求めています。

(2) 政務活動費の交付状況

① 都道府県議会

全国都道府県議会議長会が行った「政務活動費に関する調」によると、平成30年4月1日現在、全国全ての都道府県において政務

活動費が交付されており、かつ、全ての都道府県において収支報告 書への領収書等の添付が義務付けられています。交付状況の詳細は 次のとおりです。

<交付対象>

- ・「会派及び議員 |・・・・・・・・・・・・・・・22 団体 (46.8%)
- ・「会派のみ」・・・・・ 17団体 (36.2%)
- ・「議員のみ」・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 団体 (17.0%)

<交付時期>

- ・「四半期に1度|・・・・・・・・・・・35団体(74.5%)
- ・「月に1度」・・・・・・・・・・・・・・・・・・11団体(23.4%)
- ・「半期に1度|・・・・・・・・・・・・1団体(2.1%)

<議員1人あたりの交付月額>

全国平均34万7,000円(1,000円未満切捨)

- ·「30万円以上40万円未満」······29団体 (61.7%)
- ·「50万円以上60万円未満」······ 8 団体 (17.0%)
- ·「20万円以上30万円未満」······7 団体 (14.9%)*
- ・「40万円以上50万円未満」・・・・・・ 3 団体 (6.4%)

② 市議会

全国市議会議長会が行った調査「市議会の活動に関する実態調査 結果:平成29年中」によると、平成29年12月31日現在、政務活動 費を「交付している団体」は全814団体中718団体(88.2%)で、「交

[※]長野県: 平成30.4.1~平成31.3.31の間減額、期間終了後31万円。三重県: 平成30.4.1~平成31.4.29の間減額、期間終了後31万円

たことによって、議員側は意図しない不正受給のリスクを減らすことができます。

<富山市独自の運用として政務活動費の支出が禁じられた経費(概要)>

- ① 市政報告会等における「茶菓代」は、支出することができない。 (菓子、湯茶等飲料、酒類の全ては支出することはできない。ただし、 政務活動費以外での提供又は参加者の持ち込みはできる(酒類を除 く。))。
- ② 旅費で、宿泊費の中から「夕食代」を支出することはできない。 (1泊朝食代のみ支出できるものとし、実費による精算を行う。) 鉄道賃の「グリーン料金」は、支出することはできない。 県内移動の場合のガソリン代は、支出することはできない。(県外のみ可)
- ③ 各種団体が主催する会議、意見交換会等に参加するための会費、年会費及び出席者負担金等の全てについて、また、意見交換会後の懇談会経費(旧指針:上限5,000円)についても、支出することはできない。また、当該参加に係る交通費等の全ての経費についても支出することができない。
- ④ 会派活動として行う場合であっても、政党や議員個人に対する要望・陳 情活動及び政党等主催の研修会、講演会等への参加のための旅費のほ か、参加に要する全ての経費は、支出することはできない。
- ⑤ 切手の事前購入には、支出することができない。 (専門事業者等からの発送、配布の都度、郵送費、配布代の実額のみを支出できる。)
- ⑥ 自宅におけるインターネット使用料、タブレット端末機に係る通信費、コピー機使用料、固定電話使用料及び携帯電話使用料等(旧指針:総額の1/4かつ1万円上限まで支出可)は、支出することはできない。

出典: 「富山市議会政務活動費の運用指針(手引き)平成29年3月策定」より抜粋

POINT 2 会計費目ごとの留意点を明確にする

旅費や食糧費など、一般的に政務活動費の不適切な支出が起こり やすい費目、会派や議員から問い合わせの多い費目については、経 費の使途基準とは別に支出にあたっての留意点をあらかじめ運用指 針に示し、注意を促すとよいでしょう。

<資料3>「会計費目別支給基準 | 留意点(旅費)

政務活動として行う視察調査や要請・陳情活動を行う場合などの 旅費については、本市旅費条例の適用はないが、同条例の趣旨及び 政務活動費の執行の趣旨に鑑み、次のとおりの取り扱いとする。

項目	説明
行程及び旅費計算の原則	・「最も経済的な経路及び方法」により算定する。この場合、 交通費、宿泊費個別の経費ほか、旅費総額の観点からも 比較する。・旅費の行程は、原則として、市役所から用務地(視察先) までであり、用務地から市役所までの経路上にない宿泊 地までの旅費は支給しない。
	・私事のほか、政務活動費の趣旨に合致しない目的は行程に含めることができない。・私事、公務のほか政務活動費以外の滞在地から、政務活動の先進地視察等を行う場合、その滞在地が起点となる。(ただし、本市を起点とした場合の金額を超えることはできない。)
	・前泊又は後泊を要する場合の基準は、市の旅費規程に準じるものとする。 (※午前7時前に富山駅又は富山空港を出発しなければ政務活動に支障をきたす場合又は政務活動を行っていた結果、午後10時までに帰富できない場合) ・旅費の算定にあたっては、可能な限り各種割引制度(JRの往復割引や乗継割引等)を利用し、経費節減に努める。

政務活動費の会計処理や支出は、各地方公共団体の条例や運用指針の定めるルールに従うのが大前提です。ただし、運用指針に詳細・具体的な規定がない場合でも、法に抵触するおそれがある運用や社会通念上問題がある行為は当然控えるべきです。本章では政務活動費の運用に厳格な制限を設けている地方公共団体の運用指針を参考に、政務活動費についての模範的なQ&Aをまとめました。有権者の信頼を損なわない適切な政務活動費の運用を実現するための参考としてください。

1 会計処理に関するQ&A

Q1 領収書を受け取ったところ、日付の記入がもれていました。 金額は正しく記載されているので、日付は議員が自分で記入しても 問題ありませんか?

A 日付に限らず、記載事項の全てを発行者が記載した領収書のみが証拠書類として認められます。会派及び議員のほか発行者以外の者により記入されものについては、証拠書類としては認められません。

Q2 コンビニエンスストアで文房具(ボールペン)を購入し、レシートと領収書をもらいました、領収書の但し書きには単に「商品代として」としか記載されていませんでした。この領収書は政務活動費に係る支出の証拠書類として有効でしょうか?

A 同時に受領したレシートに具体的な商品名が書いてある場合は、そのレシートの写しを明細書として領収書に添付すれば有効とされる可能性が高いでしょう。

Q3 コンビニエンスストアで領収書をもらったところ、感熱紙に 印刷されたものであったため、時間の経過とともに額面部分の印刷 が一部読み取れなくなってしまいました。この領収書は支出を裏付 ける書類として有効でしょうか?

A 無効です。感熱紙の場合は経年劣化が起こることを想定して、 あらかじめコピーをとっておき、原本と一緒に保存しておきましょう。

Q4 政務活動費を管理している口座の預金に利息が発生しました。この利息は、どのように会計処理すればよいでしょうか?

A 預金利息は、発生した当該年度の収支報告書の「収入欄」に計上してください。利息による収入よりも会計処理の簡略化を優先する場合は、利息の発生しない決済性預金を選ぶこともできます。

Q5 政務活動のための移動にバスを利用し、車内で料金を支払ったところ、車内では領収書をもらえませんでした。料金分を政務活動費として請求するにはどうすればよいですか?

A 条例で定められた様式で支払証明書を作成し、会派の代表者又は交付対象の議員が捺印し、領収書に代わる書類として議長に提出

事例1 政務活動費で政治資金パーティーに参加

<概要>

県議会議員 2 人が、国会議員が開いた政治資金パーティーに参加し、その費用(1人が2件で1万5,000円、1人が1件5,000円)を「研修費」として申請し、会派から政務活動費として全額を交付された。領収書には国会議員の氏名が明記されており、但し書きにはそれぞれ「政治勉強会参加費」、「政治セミナー会費」と記載されていた。

<関係者の対応>

県議会事務局は、パーティーへの参加費は、県議会の政務活動費の運用指針において使途の対象外とされている「他の議員の後援会や祝賀会の会費」「選挙に係る経費」に該当する可能性があると指摘した。これを受けて県議会議長は、各会派に対して過去5年間に不適切な支出がなかったか調査するよう要請、実際に調査が行われた。議員2人は「政務活動費の運営指針には政治資金パーティーについて明記されていないため、不適切だと認識していなかった。すぐにでも返金したい」と述べた。

事例2 海外視察を議員が知人女性に委託

<概要>

男性県議会議員がドイツ、フランス、オランダへの視察を知人女性に委託し、政務活動費から委託費73万円を支払っていた。この議員は以前にも同じ女性に国内視察を委託し、委託費として150万円を支出していたことも明らかになった。県議会の政務活動費に関す

るマニュアルでは、視察は議員本人が行うものと想定されており、 視察後には調査内容や成果を記した報告書を提出することを義務付けている。

<関係者の対応>

女性に視察を委託した理由について、議員は「女性は国際交流に携わっていて英語が堪能であり、私が視察に行くより効率的だと判断した」と説明。女性の身元については「プライバシーを侵害するおそれがある」として公表しなかった。また、73万円の支出の内訳についても「私が個々の領収書を確認しているので大丈夫」として明らかにしなかった。また、政務活動費の返還については、「女性が作成した報告書という成果物がある」として、返還する意思がないことを示した。

議員が所属する政党の代表は「議員には説明責任がある。きちんと対応してほしい」とコメントした。

事例3 政務活動費53万円でメロン長期保存実験

<概要>

県議会議員が、平成25年7~11月、県内の冷蔵庫施工会社等と協力してメロンの長期保存実験を行い、その費用57万9,600円のうち、53万2,176円を政務活動費から支出した。議員によると実験の目的は「メロンの長期保存を可能にして、メロン農家の収入を守ること」であったが、収支報告書に実験の結果を示す書類や資料を添付していなかった。

県の政務活動費マニュアルでは、野菜などの試験栽培への支出を